

公益財団法人 公益法人協会 第53回(臨時)理事会議事録

- 1 開催された日時 令和元年6月27日(木) 16時30分~17時45分
- 2 開催された場所 仏教伝道センタービル 8階「和」の間
- 3 理事総数及び定足数
現在数 14名、定足数 8名
- 4 出席理事数 8名
(出席) 太田達男、片山正夫、岸本幸子、高宮洋一、時枝孝子(雨宮孝子)、堀田 力、
山岡義典、渡邊 肇
(欠席) 浦上節子、鈴木勝治、田中 照、橋本大二郎、早瀬 昇、蓑 康久
(監事出席) 谷村 啓

5 議題

決議事項

- 第1号議案「代表理事及び副理事長の選定」の件
- 第2号議案「会長の選定」の件
- 第3号議案「2019年度役員報酬(7月以降)」の件
- 第4号議案「重要な使用人の選任」の件
- 第5号議案「『講師派遣に関する内規』の改定」の件
- 第6号議案「『公益法人のガバナンス・コード(案)』の策定と意見募集」の件

報告事項

- ① 第26回(定時)評議員会の決議内容について
- ② 会長に対する委嘱事項について
(報告事項は、関連する決議事項の説明の際にそれぞれ行われた)

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼事務局次長より、理事総数14名中8名が出席、6名は欠席予定であること、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認した。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、雨宮理事長、谷村監事とし、議案の審議に移った。

○ 報告事項

議長の雨宮理事長から、決議事項を審議する前に、本理事会に先立って開催された定時評議員会の決議内容について提出された議案すべてが承認された旨の報告があった。

○ 決議事項

第1号議案「代表理事及び副理事長の選定」の件

議長より、代表理事及び副理事長の候補者に関する議案説明があった。審議の結果、次のとおり選定を出席理事全員一致で可決した。

(代表理事及び副理事長) 鈴木勝治

任期は、理事の任期と同じ（選定された日より、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで）。

第2号議案「会長の選定」の件

議長より、会長の候補者に関する議案説明があった。審議の結果、次のとおり選定を出席理事全員一致で可決した。

(会長) 太田達男

任期は、理事の任期と同じ（選定された日より、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで）。また、会長が行う業務の内容については、本日より改めて理事長が委嘱するものとなる、との説明があった。

第3号議案「2019年度役員報酬（7月以降）」の件

議長より、同議案に関する説明があった。説明によれば、本年3月に開催した理事会にて4～6月の3か月分の役員報酬について決議を受けているが、本年度は定時評議員会及び本理事会で理事長を除く理事全員の改選及び代表理事・副理事長の選定が予定されていたことから、改選後の理事による理事会にて、7月以降の役員報酬につき別紙案の承認を求めるが、報酬月額はいずれも6月までと同額である、とのことであった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案「重要な使用人の選任」の件

議長より、同議案に関する説明があった。説明によれば、3月の鶴見前常務理事・事務局長の辞任後、常務理事・事務局長が不在の状態が続いている。定款では事務局長を置くと規定されているため、事務局長を選任する必要がある。なお、今後の事務局は3部門制にして、それを統括する者として、業務部長、調査部長、総務部長を置くこととしたいが、便宜的に副理事長が事務局長を務め、さらに業務部長を兼任する。また、事務局次長は総務部長及び調査部長を兼任することとしたい。本議案では、業務部長及び総務部長をそれぞれ重要な使用人とすることにつき、決議を求めるとのことであった。第4号議案に関連し、次の質疑応答があった。

(渡邊理事) 広報・渉外部という組織は組織改正により、なくなるのか？

(長沼事務局次長) 広報渉外部というセクションは、そもそもない。担当部長であり、職名のみいただいていた。

(雨宮理事長) 従来の肩書きのままで、総務部長が追加される。

(高宮理事) 鈴木副理事長は、このような兼務を担われるのか。

(雨宮理事長) 人員が現在少ない状況であり、何とかしたいと考えている。

(渡邊理事) 事務局という組織はあるのか。3部門を統括する事務局か。役職だけのことか。

(長沼事務局次長) 定款では「事務局を設置する…」とある以上、3部門制を取りたいが速やかに事務局長制を廃止することはできないので、便宜上、副理事長が事務局長を兼ねるという形になる。

(渡邊理事) 配布された組織図は、定款に沿っているという理解で良いか。

(長沼事務局次長) 現在の事務局規程には沿っていない。この組織図に従い、体制をまず先行して改変し、今後規程類を変更・改定したい。

(渡邊理事) 副理事長が不在のときに、事務局次長は事務局長の代行ができるが、調査部長や業務部長の権限も持つのか。

(雨宮理事長) 最初これを考えた時は事務局長を置かないと考えていたが、それでは定款に違反する。定款変更は時間がかかる。事務局次長が事務局長代行という状況は以前から発生しているが。

(渡邊理事) 権限とかガバナンスの問題である。明日決裁があるときどうするのか気になる。

(岸本理事) 図の問題ではなく、決裁権限があるのかないのかははっきりしておいた方が良いのではないか。

(山岡理事) 定款では専務理事は置く必要はないのか。置くことが「できる」規定であれば、専務理事は置かなくてもいいことになるが、長期的に置く予定はないのか。

(雨宮理事長) 専務理事は置かなくても問題はない。確かに、事務局次長は事務局長の下にいるのか、部の間の関係がどうなるのか分かっていない。もしういう形にすれば、重要な使用人になるので選任の審議をお願いしたがこれもはつきりしない状態ではまずい。組織体制がはつきりした段階で、重要な使用人の話を出した方が良いのか。

(長沼事務局次長) 事務局の業務が複雑かつ多様化しており、これまでのように一人の事務局長がすべての業務を統括するのは難しかろうという問題意識が前提としてある。組織をフラット化し、権限をある程度3部門に移譲し、権限規程を見直して、より機動的に業務が回るようにということを考えた。部制をとると縦割りになって横の連携が図りにくくなる懸念があるが、部の代表者による会議を月に1～2回設け、意見交換・情報共有の場を設けることでそれは補えよう、ということからの構想である。

(雨宮理事長) 定款では事務局長を置くと規定されているので、置かなくてはならない。もしくは定款を変えるという話になる。今の定款に従って、組織体制を考えるとこうなる。もう少し詰めてからの方がよいような気がした。

(太田理事) 定款を変えるのは評議員会の特別決議であり、大変である。本日は最小限度のことを決めていただくということでどうか。最小限度とは、鈴木勝治さんには事務局長をお願いする。事務局長が不在のまま二ヶ月が経っている。また、長沼さんについては事務局次長あるいは事務局長代行をお願いして、部の再編成は別途お考えいただくということでどうか。

(雨宮理事長) 定款・規程には、代行規定はない。

(太田理事) 長沼さんが重要な使用人に当たる形にするかどうかということ。自分が理事長の時は、事務局次長は重要な使用人にはしていなかった。

(雨宮理事長) 長沼事務局次長は総務部長を兼務する。

(太田理事) 部長をお願いすることは理事長の権限でできることであり、理事会で決めなくも良いのではないか。

(雨宮理事長) 事務局長及び重要な職員は理事会の承認を得て理事長が任命するとあり、重要な

職員は重要な使用人と読める。

(太田理事) 重要な使用人と考えるかどうか。今まででは部長クラスは重要な使用人とは位置づけてこなかった。

(雨宮理事長) 事務局長と重要な職員を重要な使用人と考えれば今ここで決議をとることが必要である。

(高宮理事) そうせざるを得ない、ということか。

(雨宮理事長) ただし、今後組織は変わるかも知れない。

(岸本理事) 長沼さんは総務部長ではなく、事務局次長として重要な使用人に承認されると理解すればよろしいのか。

(雨宮理事長) すでに、事務局次長という肩書きはある。

(太田理事) 理事会が新しくなったから、改めて事務局次長に任命しても良いと思う。

(高宮理事) 部長レベルも、今後理事会で決めるということになるのか。新たなやり方になっていくということか。

(雨宮理事長) 定款の読み替えであり、定款の変更ではない。読み方を確定したい。

(岸本理事) 現状では、事務局次長を重要な使用人として認めざるを得ないということの決議で良いか。

(雨宮理事長) そういうことで良いと思う。事務局次長が重要な使用人となるということ。2年経って変わったら、改めて決議が必要になる。

審議の結果、鈴木勝治を事務局長、長沼良行を事務局次長とし、それぞれを重要な使用人に選任することを出席理事全員一致で可決した。

第5号議案「『講師派遣に関する内規』の改定」の件

議長の求めに応じ、事務局次長より同議案に関する説明があった。説明によれば、セミナー事業の一環として講師派遣事業を実施しているが、年度により変動はあるものの、前年度で言えば年間25件、100～120万円の収益が発生した。講師派遣事業は個別のニーズに応えるため手間と時間がかかるが、それに見合う料金体系にしたい。また、例えば受講者が10名の場合と100名の場合とで講師料が同じでよいのか、対応を是正したいというのが基本的な考え方である。ポイントとしては、①基本料金を50パーセント上げ、②受講者数加算を行うこと、③外部専門職の方は基本料金12万までとしていたものを職員と同様のタリフにしたい、とのことである。また、議長より、『講師派遣に関する内規』5にあるとおり、NPO法人や一般法人だけでなく公益法人の場合においても、基準をそのまま使うのではなく、状況に応じ、相手法人と相談しながら派遣料を決める姿勢を取りたい、との補足説明があった。

第5号議案に関連し、次の質疑応答があった。

(渡邊理事) 値上げを行った後、依頼件数が前年より少なくなるといった試算や見通しはどうか。

(長沼事務局次長) 金額を聞いて止めますと言ってきた法人は過去にない。こちらは極力相手の予算に合わせている。証券会社では、もっと出しても良いと言ってくることもある。

(太田理事) 証券会社はゆとりがあるので、もっと払えると言ってくることもあるだろう。他にも、先方の謝金支払規程でやってください、ということもある。また、小さな法人、青年会議所などは金額が大きいとまけて欲しいというケースもあった。規定料金ではとても負

担できないが、勉強したいという法人には、ぜひ理事長裁量による料金設定を可能とする内規5を活用し、負担いただける金額で提案すべきだと思う。講師派遣事業は、個々の公益法人にガバナンスについてしっかり勉強してもらうというミッションがあり、決して儲けを出すという視点だけで行わないようにして欲しい。自分自身の経験から言うと、受講者が900名ほどの規模のものをやったことがあるが、30名の場合とで準備やコストが違うということはなかった。十分に準備した上で、話の内容は同じ事を話す。反対はしないが、5の活用を積極的にお願いしたい。

(岸本理事) 遠隔地加算（往復4時間以上）は、職員の場合はもっと上乗せしても良いのではないか。また、講師への謝金支払いについても、モチベーションを高めるという意味で、職員の取り分も多くして良いのではないか。公益法人協会が、今後職員を講師として派遣することを奨励するか否かにかかっているが。

(太田理事) 常勤職員はその時間分給与を払っているので、謝金は5割にしたという経緯もあると思う。

(長沼事務局次長) 職員を派遣することがあまりないので、遠隔地加算や支払基準を変えることは考えてこなかった。このままでもいいのではないかと思う面もある。

(片山理事) 基本料金とは何か。

(長沼事務局次長) 一覧表の固定料金のことである。

(岸本理事) 実際にはあまり実例がないとのことだったが、今後は職員が外に出て話すこともあると思う。支払基準については、役員・職員にかかわらず常勤であるならば等しくすることも職員のモチベーションアップという意味では有効と思う。

(雨宮理事長) いつも特定の人だけしか講演に出ていかないというのもおかしい。自分は、職員が出て行って話をすることを望んでいる。いろいろご意見をいただいたが、今回はこれで通していただいて、変えるべき時には変えたいと思う。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第6号議案「『公益法人のガバナンス・コード(案)』の策定と意見募集」の件

議長の求めに応じ、事務局次長より同議案に関する説明があった。前回の理事会では「ガバナンス・コード」の考え方を説明したが、今回は「公益法人のガバナンス・コード(案)」を策定し、その後パブリック・コメントをとりたいと考えている。経緯としては、政府もスポーツ団体のガバナンス・コードや、自民党も行政改革推進本部で公益法人のガバナンス改革検討チームの立ち上げで議論を重ねるなか、公益法人協会がヒアリングに呼ばれ、ガバナンスに関する提言、提案を求められたことによるものである。そのヒアリングにおいて、公益法人自らガバナンス・コードをつくり活用していきたいと述べた後、4月から6月にかけて法制コンプライアンス合同委員会、有識者のワーキンググループを数回重ねて案を作成した。構成は、①考え方、②ガバナンス・コード案、③意見募集の本文の3部から成っている。英米のガバナンス・コードやコーポレート・ガバナンス・コード、スポーツ団体ガバナンス・コードを参考にしたが、日本においても、理事、評議員、監事の区別、社団と財団の違い、大規模法人、小規模法人の違いなど差異がいろいろあるので、今回は大括りなものとして示したい。8つの原則があり、その考え方の根拠となるものを示す。7月上旬に意見募集を実施し、9月中を目途に関係各所への周知を図りたい。ま

た、実効性を担保するために、チェックリストの作成、説明会の開催、解説書の発行等を検討したい、とのことであった。さらに、議長より、合同委員会でも意見を伺ったが、ダイバーシティが盛り込まれていない、といった意見、規制強化になるのではという意見が多くあった。立入検査の時に指摘されることは困る、等。また、企業財団では法人の意思を持つのは難しいとの意見もあった。しかしながら、法人はそれぞれの特性に応じて基準を作ればよいと考えており、その説明が重要だと思う。また、与党のためだけにやるのはおかしいのではとの意見もあったが、国のためにやっているわけではない。ただ、行革担当者もガバナンス・コードの策定によって公益法人の不祥事となるべく避けたいという意識でいることは確かである。公益法人で不祥事があつてこれを作らなくてはもうだめという状況ではないし、ガバナンス・コードはごく基本的な話で、法律の中で規定されているものがほとんどである。スポーツ団体のガバナンス・コードはスポーツ庁という役所がつくっており、これは止めて欲しいと思う。内閣府では作らないとはっきり言っていた、との補足説明があった。

第6号議案に関連し、次の質疑応答があった。

(太田理事) イギリスもアメリカもなぜ作ったのかといえば、政府から攻撃があり制度を改悪されるという恐れがあり、自分たちが自浄作用でしっかりと浄化し、自主的な解決に向かう道を探るという道を探った経緯がある。もともと法律で規制強化をされることがないように、私たちが自分でしっかりとやっていきましょう、というものであり、目的が逆である。政府に口実を与えるということではなく、われわれ自身が本当に自覚をし、余計な政府の干渉にしっかりと文句を言うという根拠である。これくらいのことはやっていないと公益法人としてはおかしいと説明をして欲しい。自民党のためにやっているわけではない。昨年の5月の発表（公益法人のガバナンス改革）を見て驚いたが、塩崎氏が中心になり公益法人のガバナンス改革を行う、スポーツ団体のとばっちりがこちらに来るのは困るということからこのような動きになったことを、皆さんにご理解いただきたい。

(雨宮理事長) 正にそのとおり。これを作らないとだめという話ではなく、やるならば自律的に守っていくんだ、ということが望ましい。

(太田理事) それぞれの法人の特質に合わせてカスタマイズされることが、大いに必要である。一字一句従う、ということではない。

(渡邊理事) ガバナンス・コードができたら公法協として世の中に出すとして、では法人がそれをどう使うのか。例えば三菱財団では、理事会で報告をする、自分たちの事務局で検証する、自分たちのガバナンス・コードを作つてみるとか、そういうイメージなのか。それとも作らなくても良い、運営の中で共有すればよい、ということか。もしそうだとすると、アプリケーションではないが、実際これがどう使われるのか、というモデルや事例をセットで示す、どうやって使うのか、ということを示すことが大事ではないか。モデルケースを積み上げることだと思う。

(雨宮理事長) 例えば、役員になっていただく場合にも、定款を全然読んでいない人、名前だけの人もいるので、最初に法人のミッションは何ですか、とか見ていただуききっかけにもなると思う。気になるのは、役所からこうしろというのがいちばん嫌な話である。

(高宮理事) 一つの旗印として、やんわりとしたものであるべき。それをどうアウンスするか。

位置づけを明確にしておかないと、世の中の他のコードは皆なんらかの利害や規制に引っ掛かってくるものだ。

(雨宮理事長) 当局に利用される可能性がある。これからパブリック・コメントにかけるが何を聞くかということも検討している。また、戻ってきたときにどう反映させるかということも重要だ。

(岸本理事) 作る主旨には賛成だが、実際に不祥事が表面化する場合はほとんどが内部通報や内部告発によるものである。その点は、企業であろうと公益法人であろうと同じ。内部通報者保護の仕組みをきちんと作ることが大切だと考えている。

(雨宮理事長) 数人の団体では、何が内部通報を保護するかと言えば難しいところがある。非常に大切なことであるが。

(太田理事) これを作つて広めていこうという公益法人協会の動きは、(一財)非営利組織評価センターの組織評価事業と親和性があるのではないか。評価して、悪い法人を駆逐するのではなく、なるべく良い法人になってもらいたい、NPO法人や一般法人のしっかりしたガバナンスに資する、同じ方向を向いているのではないかと思うがどうか。

(片山理事) そう思う。ただし、公益法人の場合は、法律、ガイドライン、Q&Aでがんじがらめにされているという認識がある。その上でこれか、という第一印象を持たれてしまう可能性がある。これを出す主旨について、政府から出すものではなく、民間から出すことに最大の意義があるということ、これを少し強調していっていただくと分かってもらえると思う。「公益法人自ら」という大切な言葉をもっと強調したらどうか。

(高宮理事) 内容は、まだまだ詰めていく必要があると思う。

(雨宮理事長) 小規模法人と大規模法人では異なるのではないか、通則的なものを取り出したつもりである。法律の条文が出てくるので読んでいても面白くない。それよりも、もっと読んで分かりやすいものが良いと思うが実際は悩ましい。自民党はチャリティ・ガバナンス・コードという言葉を作り出しているが、それだけが独り歩きするのは嫌だ。

(高宮理事) 理事会にまた諮ることが必要ではないか。

(雨宮理事長) 公益法人とは何かという根本問題なので、ぜひ理事会、評議員会にもかけたい。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時45分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和元年6月27日

代表理事

時枝 孝子 (雨宮 孝子)

監 事

谷村 啓

(別 紙)

2019年7月～2020年3月役員報酬

(単位：円)

理事氏名	資格	号 俸	俸給月額	2019年7月～ 2020年3月 合計	2019年度 合計	2018年度 合計	勤務形態 (所定勤務)
雨宮 孝子	代表理事・理事長	12	320,000	2,880,000	3,840,000	3,840,000	週2日
鈴木 勝治	代表理事・副理事長	26	600,000	5,400,000	7,200,000	7,200,000	週5日

1 役員賞与は支給しない（役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第4項）。